

京都
議定書

目標達成計画で方向性

建築省エネ対策の対象拡大 国交省

国土交通省は、11日の
社会資本整備審議会第9
回環境部会で、京都議定
書目標達成計画の見直し
に向けた施策の方向性を
示す中間取りまとめ（素
案）を提示した。住宅・
建築物の省エネ性能対策
では、共同住宅の専有部

分、戸建住宅の建築設備
も対象に追加した上で、
建築外皮と設備等を総合
的に評価する手法を開
発、基準化を目指す。官
庁施設では12年までに国
の庁舎の太陽光発電を促
進するなど建築緑化等の
グリーン化を集中的に導
入。下水道では下水汚泥
について既存高分子炉の
高度化を10年までに10
0%達成に向けて対策を
強化していく。

素案は、国民1人ひと
りが温暖化対策の重要性
を自覚してライフスタイ
ルを見直す姿勢を重視。
公共交通の利用促進やコ
ンパクトなまちづくりな
どを含めた「低炭素社会
づくり」に向けて生活の
豊かさやCO₂排出削減
が同時に達成できる基盤
を構築する。

参画主体は行政だけで
なく、国民、NPO、企
業など全関係者が参画し
て、CO₂削減量に取り
組むインセンティブを付
与することを検討。50年
までに温室効果ガスを半
減させる長期目標の実現
には、コンパクトなまち

づくりを推進するなど地
域・国土全体の構造を見
直す総合的な施策、分野
横断的な施策連携や他の
政策目標と連携する取り
組みを実施する。

個々の対策では、既存
住宅・建築物で費用対効
果の高い改修方策、評価
方法を構築する。省エネ
改修では膨大なコストの
かかるサッシの取り替
え、天井の断熱改修、給
湯システムの改築など選
択的な部位の改修や主要
な居室のみを効果的に改
修できる方策を提示し、

これらのインセンティブ
を与える方針。さらに、
既存住宅・建築物の省エ
ネ評価手法を開発して、
簡易で信頼性のある省エ
ネ改修評価を行う必要性
を示した。

建築物のエネルギー対
策は個別の建物だけでなく、
複数の建物から街区
単位で面的な対策を検討
し、主体的な省エネ措置
を支援する方策を進めて
いく。

今後は、引き続き個別
テーマについて詳細を検
討し、年内をめどに今後
の方策を取りまとめる。